

## 障害者福祉サービスをご利用ください

原則65歳未満で障害のある方にホームヘルパーの派遣や障害者支援施設の利用などのサービスを提供します。サービスを利用するには事前に障害程度区分の認定が必要となりますのでご相談ください。

### ■対象者

- 身体障害者（児）
- 知的障害者（児）
- 精神障害者（児）
- 難病等に罹患されている方
- サービスの種類
- 居宅介護
- ホームヘルパーの派遣
- 障害者福祉施設の利用
- 障害児通所施設の利用など

### ■障害程度区分

介護の必要性を示すものであり、各種身体障害者手帳の等級ではありません。

### ■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
- TEL 0897-52-1214
- FAX 0897-52-1294
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

## 身体障害者手帳を持たない18歳未満の方へ補聴器購入費用の一部を助成します

4月1日から、身体障害者手帳を持たない18歳未満の方が新しく補聴器を購入するための費用の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業を実施しています。助成を希望する方は、補聴器購入前にご相談ください。

### ■対象者

- （次の全ての要件を満たす方）
- 18歳未満で西条市に住所があること
- 原則、両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること
- 聴覚障害の身体障害者手帳を持つていないこと
- 他の法令などで補聴器購入の助成を受けていないこと
- ※同一世帯に市民税所得割を46万円以上支払っている方がいる場合は対象外

### ■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係
- TEL 0897-52-1214
- FAX 0897-52-1294
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

# 短期人間ドック、脳ドック 申込受付を開始します

### 対象者

西条市国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、次の要件に該当する方

- 平成25年4月1日現在、35歳以上の方
- 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない方
- 平成25年度に市が行う総合健診、個別健診、単独検診を受診もしくは申し込みしていない方

※短期人間ドック・脳ドックの検査項目には、特定健診または後期高齢者健診の検査項目も含まれているので、重複して受診することはできません。  
**※重複受診をした場合は全額自己負担となります。**  
 ※総合健診、単独検診の中で、ドックと検査内容が重複しないものについては受診できます。ドックの受診票が届いた後に、保健センターへご相談ください。

### 申込期間・方法

#### ■申込期間

5月9日(木)～15日(水) 8時30分～17時15分  
 ※9日(木)は19時まで窓口業務を延長して受け付けます。

#### ■申込方法

印鑑（スタンプ印不可）と被保険者証（保険証）を持って、市庁舎本館国保医療課または各総合支所市民福祉課で申し込み手続きをしてください。  
 ※申し込みの結果は5月下旬に通知します。

### 定員

- 国民健康保険 約800人
- 後期高齢者医療保険 約160人  
 定員を超えた場合は抽選となります。

### 自己負担額（検査費用の2割負担）

- 短期人間ドック 6,400円
- 脳ドック 6,400円
- 同時受診 10,400円

### 受診医療機関

- 西条中央病院（短期人間ドック・脳ドック・同時受診）
- 村上記念病院（短期人間ドック・脳ドック・同時受診）
- 済生会西条病院（短期人間ドック・脳ドック・同時受診）
- 市立周桑病院（短期人間ドック）

### 注意事項

- 70歳以上の方は、短期人間ドックのみの受診です。
- 平成25年度中に75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診する場合は国民健康保険で、誕生日以降に受診する場合は後期高齢者医療保険での申し込みとなります。

### 問合せ

- 市庁舎本館国保医療課
- 国保係 TEL0897-52-1447（国民健康保険の方）
- 医療係 TEL0897-52-1212（後期高齢者医療保険の方）